

2023年10月4日

各 位

会 社 名 ス ズ デ ン 株 式 会 社 代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木 敏雄 (コード番号 7480) 問合せ先 執行役員経営企画部門担当 中 野 論 T E L 03-6910-6801

(訂正) 「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」の 一部訂正について

2023年10月2日に発表いたしました「従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の 処分に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。 訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

(訂正前)

- 1. 処分の概要
- (1) 払込期日 2023年12月4日
- (2) 処分する株式の種類及び株式数 当社普通株式 17,600 株
- (3) 処分価額 1株につき 2,202円
- (4) 処分価額の総額 38,755,200 円
- (5) 割当予定先 従業員 174 名 17,600 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、所定の要件を満たす当社の従業員に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員 174名(以下「対象従業員」といいます。)に対して金銭債権合計 38,755,200 円ひいては本自己株式処分として当社の普通株式 17,600 株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員 1名につき、それぞれ当社の 3 単元の株式数である 300 株を上限に、職位、評価等に応じて付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、対象従業員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において本割当株式には譲渡制限を設けることとし、譲渡制限の期間を本割当株式の払込期日から 2026年12月1日までと設定いたします。対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

(訂正後)

1. 処分の概要

- (1) 払込期日 2023年12月4日
- (2) 処分する株式の種類及び株式数 当社普通株式 17,600 株
- (3) 処分価額 1株につき 2,202円
- (4) 処分価額の総額 38,755,200 円
- (5) 割当予定先 従業員 173 名 17,600 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、所定の要件を満たす当社の従業員に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員 173 名(以下「対象従業員」といいます。)に対して金銭債権合計 38,755,200 円ひいては本自己株式処分として当社の普通株式 17,600 株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。これは、対象従業員 1 名につき、それぞれ当社の 3 単元の株式数である 300 株を上限に、職位、評価等に応じて付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、対象従業員との間で締結する譲渡制限付株式割当契約において本割当株式には譲渡制限を設けることとし、譲渡制限の期間を本割当株式の払込期日から 2 0 2 6 年 1 2 月 1 日までと設定いたします。対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

以上